

第34回 定時株主総会 招集ご通知

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、書面（郵送）又はインターネットによる事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控えいただけますようお願い申し上げます。また、ご来場の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

- 開催日時 令和4年12月20日（火曜日）
午前10時〔開場：午前9時30分〕
- 開催場所 福岡市中央区天神二丁目2番43号
ソラリア西鉄ホテル福岡 8階 彩雲の間
- 決議事項 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役6名選任の件
第4号議案 監査役3名選任の件
第5号議案 補欠監査役1名選任の件

目次	●株主の皆さまへ……………1
	●第34回定時株主総会招集ご通知……………2
	●株主総会参考書類……………6
	●事業報告……………20
	●連結計算書類……………39
	●計算書類……………41
	●監査報告書……………43
	●ご参考……………48
	●株主総会会場のご案内

 PERFECT ONE



<https://s.srdb.jp/4931/>

 新日本製薬

企業理念

経営理念 -MISSION-

お客さまには最高の満足と信頼を
社員には幸せと未来への夢を
私たちは社会に貢献する企業として
限りなく幅広い発展をめざします

ビジョン -VISION-

世界中の人々の健やかで
心豊かな暮らしを創造します

バリュー -VALUE-

感動創造
creating inspiration



ロゴマークに込めた思い

社名の頭文字を基調とした「S」には、SATISFACTION－最高の顧客満足－を実現させたいという思いを込めています。また、コーポレートカラーである「赤色」は、理念の実現に向けたバリューである「感動創造」への熱い情熱と使命感を表しています。さらに、ビジョンである“世界中の人々の健やかで心豊かな暮らしの創造”という思いを、地球と同じラインを使って表現しています。

株主の皆さまへ

お客さまの喜びと笑顔を原動力に、 100年繁栄し続ける企業を

株主の皆さまには、平素より格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。はじめに、新型コロナウイルス感染症の影響を受けられた方々にお見舞い申し上げますとともに、感染拡大の防止にご尽力いただいている医療従事者をはじめとした皆さまに深く感謝申し上げます。

当社グループは令和4年3月11日に創立30周年を迎えました。また、4月4日には東京証券取引所 市場第一部から新市場区分のプライム市場へ移行いたしました。これもひとえに、これまでお力添えをいただいた株主の皆さまをはじめとするステークホルダーの皆さま方の温かいご支援の賜物と、心より感謝申し上げます。

当期は、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種が進み、国内外で経済活動が再開しつつある一方、国際情勢の変化や原材料価格の高騰もあり依然として先行き不透明な状況が継続しました。このような環境下において当社グループは中期経営計画「VISION2025」のもと重点課題に取り組み、新商品や新ブランドへの積極的なマーケティング投資を実行した結果、新規顧客の獲得やブランドの育成は順調に進捗し、売上高は過去最高を記録しました。

今後もHealth & Beautyの事業領域で、お客さまの笑顔をつくり、人生を豊かにし、ひいては社会のためになる。そのような循環を生み出す企業であり続けたいと考えています。いまの常識にとらわれず、100年後も必要とされる価値を提供できるよう、無限の可能性に挑戦し続けてまいります。



新日本製薬 株式会社
代表取締役社長CEO

後藤孝洋

証券コード4931
令和4年11月30日

株 主 各 位

福岡市中央区大手門一丁目4番7号

新日本製薬株式会社

代表取締役社長CEO 後 藤 孝 洋

第34回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第34回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申しあげます。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主の皆さまの安全・安心を最優先に考え、本株主総会へのご来場を見合わせいただきたく存じます。書面（郵送）又はインターネットにより議決権をご行使することができますので、令和4年12月19日（月曜日）午後5時50分までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

- | | | |
|-----------------|---|---|
| 1. 日 | 時 | 令和4年12月20日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分） |
| 2. 場 | 所 | 福岡市中央区天神二丁目2番43号
ソラリア西鉄ホテル福岡 8階 彩雲の間 |
| 3. 目的事項
報告事項 | | 1. 第34期（令和3年10月1日から令和4年9月30日まで）事業報告及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第34期（令和3年10月1日から令和4年9月30日まで）計算書類の内容報告の件 |
| 決議事項 | | |
| 第1号議案 | | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | | 取締役6名選任の件 |
| 第4号議案 | | 監査役3名選任の件 |
| 第5号議案 | | 補欠監査役1名選任の件 |

以 上

お願い

- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ・次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://corporate.shinnihonseiyaku.co.jp/ir/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。
 - 事業報告：業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要
株式会社の支配に関する基本方針
 - 連結計算書類：連結株主資本等変動計算書、連結注記表
 - 計算書類：株主資本等変動計算書、個別注記表
- ・本招集ご通知の株主総会参考書類、事業報告及び連結計算書類並びに計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://corporate.shinnihonseiyaku.co.jp/ir/>) に掲載させていただきます。

議決権行使方法のご案内

以下の3つのうち、いずれかの方法にて、是非とも議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。



書面（郵送）で 議決権を行使される 場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、ご返送ください。

行使期限

令和4年12月19日（月曜日）
午後5時50分必着



インターネットで 議決権を行使される 場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

令和4年12月19日（月曜日）
午後5時50分



株主総会に ご出席される 場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

令和4年12月20日（火曜日）
午前10時

- ・書面（郵送）又はインターネットにより複数回議決権を行使された場合、当社に最後に到着した行使を有効な議決権行使として取り扱います。なお、書面（郵送）とインターネットによる議決権行使が同日に到着した場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱います。

新型コロナウイルス感染防止への対応について

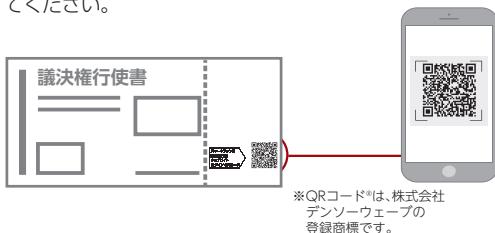
- 感染リスクを避けるため、書面（郵送）又はインターネットによる事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。なお、当日の様子は、後日当社ウェブサイト（<https://corporate.shinnihonseiyaku.co.jp/ir/>）に動画を掲載させていただく予定です。当社ウェブサイト <https://corporate.shinnihonseiyaku.co.jp/ir/>
- 株主総会のお土産や商品展示ブースの設置はございませんので、あらかじめご了承くださいようお願い申し上げます。
- 感染予防のため、会場内の座席間隔を広げることから、座席数に限りがございます。そのため、ご来場者数が座席数を上回るときは入場制限を行わせていただく場合がございます。
- ご来場の株主様には、体調確認や検温にご協力いただく場合がございます。また、体調不良と見受けられる株主様には、運営スタッフがお声掛けをさせていただきます、入場をお控えいただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ご来場の株主様におかれましては、ご自身の体調をお確かめの上、マスク着用などの感染予防にご配慮いただきますようお願い申し上げます。
- 本総会においては、感染拡大防止の観点から議事の時間を短縮し、議場での詳細な説明は省略させていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

「スマート行使」による方法

1 「スマート行使」へアクセスする

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取ってください。



2 各議案の賛否を選ぶ

画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

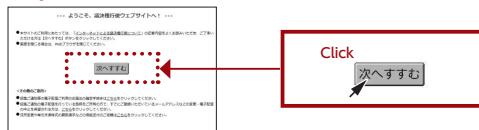


QRコードを用いたログインは初回の議決権行使に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「議決権行使コード・パスワード入力」による方法をご確認ください。

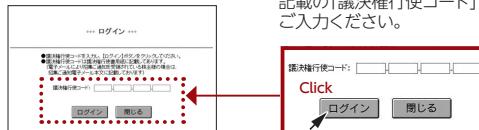
「議決権行使コード・パスワード入力」による方法

1 議決権行使サイトへアクセスする <https://www.web54.net>



2 ログインする

同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。



3 パスワードを入力する

同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」をご入力ください。



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

！「スマート行使」による議決権行使は1回に限り可能です。

- ※ 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります（議決権行使ウェブサイト<https://www.web54.net>へ直接アクセスして行使いただくことも可能です）。
- ※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金および通信料金等は株主様のご負担となります。
- ※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート専用ダイヤル
0120-652-031 (受付時間 9:00～21:00)

＜機関投資家の皆さまへ＞ 株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社の配当方針につきましては、将来の事業展開のための投資と健全な財務体質を維持するために必要な内部留保を確保した上で、継続的かつ安定的に業績に応じた利益配分を行うことを基本としております。

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金33円00銭
配当総額 708,354,603円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
令和4年12月21日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が令和4年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、経過措置を設けるものであります。なお、変更案第48条は期日経過後に削除するものといたします。

電子提供制度のイメージ



2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p> <p>第8章 附則 (定款に定めがない事項)</p> <p>第47条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>第8章 附則 (定款に定めがない事項)</p> <p>第47条 (現行どおり)</p> <p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p>第48条 第15条(電子提供措置等)の規定にかかわらず、令和5年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</p> <p>2. 本附則は、令和5年3月1日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の効率化のために取締役を1名減員し、取締役6名を選任いたしたく、その承認をお願いするものです。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	候補者名	性別	現在の当社に おける地位	取締役会への出席状況 取締役在任年数
1 再任	ごとう たか ひろ 後藤 孝 洋	男性	代表取締役社長CEO	100% (18回/18回) 17年
2 再任	ふく はら みつ よし 福原 光 佳	男性	専務取締役COO	100% (18回/18回) 6年
3 再任	は とり せい いち ろう 羽鳥 成一郎	男性	取締役	100% (18回/18回) 3年
4 再任 社外 独立	かき お まさ ゆき 柿尾 正之	男性	取締役（非常勤）	100% (18回/18回) 5年2か月
5 再任 社外 独立	むら かみ はる き 村上 晴紀	男性	取締役（非常勤）	100% (18回/18回) 3年
6 再任 社外 独立	ゆの き かず よ 柚木 和代	女性	取締役（非常勤）	100% (14回/14回) 1年

-
- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当事業年度に開催された取締役会への出席状況を記載しております。なお、柚木和代氏の取締役会出席状況は就任後に開催された取締役会のみを対象としております。
3. 柿尾正之、村上晴紀及び柚木和代の各氏は、社外取締役候補者であります。
4. 柿尾正之、村上晴紀及び柚木和代の各氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって柿尾正之氏は5年2か月、村上晴紀氏は3年、柚木和代氏は1年になります。
5. 当社は、柿尾正之氏、村上晴紀氏及び柚木和代氏を東京証券取引所が規定する独立役員として届け出ております。各氏が再任された場合は、当社は引き続き各氏を独立役員とする予定であります。
6. 柿尾正之氏は、株式会社ディーエムエスの社外取締役に就任していますが、同社は日本年金機構が発注する帳票の作成及び発送準備業務の入札に関し、独占禁止法第3条違反の疑いがあるとして、令和元年10月に公正取引委員会の検査を受け、その後、令和4年3月に同委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。同氏は、事前には当該事実を認識していませんでしたが、当該状況判明後は同社取締役会において、徹底した調査及び再発防止の指示等を行っております。
7. 当社は、柿尾正之氏、村上晴紀氏及び柚木和代氏との間で会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額としております。本議案において各氏が再任された場合は、当社は引き続き各氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
8. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（以下、「D&O保険」といいます。）契約を保険会社との間で締結しており、これにより取締役・監査役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事項に該当するものを除く。）等を補填することとしております。なお、各候補者が取締役に選任され就任した場合には、いずれの取締役もD&O保険の被保険者となる予定であります。D&O保険契約の保険料は全額当社が負担しており、令和5年6月に更新される予定であります。
9. 本議案の内容は、代表取締役、専務取締役及び3名の独立社外取締役を委員とする取締役会の諮問機関である指名報酬諮問委員会の賛成の答申を受けた上で、取締役会において承認されたものであります。



候補者
番号

1

ごとう たかひろ
後藤 孝洋

昭和46年1月16日生

再任

所有する当社株式の数
849,329株

取締役会出席回数
18回/18回

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

平成 7 年 7 月	株式会社新日本リビング (現当社) 入社	平成 28 年 3 月	株式会社新日本医薬 (現当社) 代表取締役社長
平成 10 年 9 月	当社部長	令和 3 年 9 月	株式会社フラット・クラフト 代表取締役会長
平成 17 年 12 月	当社代表取締役社長		
平成 26 年 4 月	株式会社新日本ホールディングス (現当社) 取締役	令和 3 年 12 月	当社代表取締役社長CEO (現任)

【重要な兼職の状況】

なし

■ 取締役候補者とした理由

後藤孝洋氏は、当社経営理念として「お客さまには最高の満足と信頼を 社員には幸せと未来への夢を 私たちは社会に貢献する企業として 限りなく幅広い発展をめざします」を掲げ、当社の持続的な発展と企業価値の向上等において貢献してまいりました。今後も当社の成長及び企業価値の向上に貢献できるとの判断から、引き続き取締役候補者いたしました。



候補者
番号

2

ふくはら みつよし
福原 光佳

昭和47年3月18日生

再任

所有する当社株式の数
63,106株

取締役会出席回数
18回/18回

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

平成 3 年 5 月	有限会社丸勘運輸入社	平成 26 年 4 月	当社マーケティング事業部次長
平成 6 年 5 月	株式会社コスミック (現 夢みつけ隊株式会社) 入社	平成 27 年 4 月	当社通販事業本部部长
		平成 28 年 10 月	当社通販事業部部长 兼 ビジネスプロモーション事業部部长
平成 17 年 5 月	株式会社ホット・コミュニケーション 取締役	平成 28 年 12 月	当社取締役通販事業部部长
平成 22 年 4 月	株式会社JIMOS入社	平成 31 年 2 月	当社取締役執行役員営業部部长
平成 25 年 4 月	当社入社	令和 元 年 12 月	当社常務取締役
平成 25 年 4 月	当社ダイレクトマーケティング事業部次長	令和 3 年 12 月	株式会社フラット・クラフト 取締役会長 (現任)
		令和 3 年 12 月	当社専務取締役COO (現任)

【重要な兼職の状況】

株式会社フラット・クラフト 取締役会長

■ 取締役候補者とした理由

福原光佳氏は、当社での通販事業モデルの再構築を主導し、当社の基幹事業である通販事業の成長、拡大を支えてまいりました。専務取締役COO就任後は、当社の事業拡大の積極的な推進により、当社企業価値の向上にも寄与しており、今後も当社の企業価値の向上及び持続的な発展に貢献できるとの判断から、引き続き取締役候補者いたしました。



候補者
番号

3

は と り
せ い い ち ろ う
羽鳥 成一郎

昭和29年6月25日生

再任

所有する当社株式の数
3,881株

取締役会出席回数
18回／18回

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和55年9月	エイボン・プロダクツ株式会社入社	平成24年5月	Kowa Health Care America, Inc. CEO
平成12年7月	日本ロレアル株式会社 百貨店向ブランド事業部長	平成29年9月	Zeria USA, Inc. CEO
平成17年6月	エスエス製薬株式会社代表取締役社長兼最高経営責任者	令和元年12月	当社取締役（現任）
平成23年1月	エイボン・プロダクツ株式会社 代表取締役社長		

【重要な兼職の状況】

なし

■ 取締役候補者とした理由

羽鳥成一郎氏は、長年にわたり製薬・化粧品会社の経営や海外事業の立上げに携わってきた経験から、豊富で幅広い知見を有しており、これらの知見を活かし、当社の海外事業や流通事業を担っております。今後も当社の成長及び企業価値の向上に貢献できるとの判断から、引き続き取締役候補者といたしました。



候補者
番号

4

か き お
まさ ゆ き
柿尾 正之

昭和29年5月9日生

再任

社外

独立

所有する当社株式の数
一株

取締役会出席回数
18回／18回

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和53年9月	株式会社サーク入社	平成28年12月	合同会社柿尾正之事務所設立 代表社員（現任）
昭和61年4月	社団法人日本通信販売協会（現「公益社団法人日本通信販売協会」）入局	平成29年4月	一般社団法人通販エキスパート協会 理事（現任）
平成14年5月	同協会理事・主幹研究員	平成29年6月	株式会社ディーエムエス 社外取締役（現任）
平成17年7月	日本ダイレクトマーケティング学会 理事（現任）	平成29年10月	当社取締役（現任）
平成28年7月	株式会社コアフォース（現 株式会社LTV-X）社外取締役（現任）		

【重要な兼職の状況】

合同会社柿尾正之事務所 代表社員
株式会社LTV-X 社外取締役
株式会社ディーエムエス 社外取締役

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

柿尾正之氏は、人格、識見に優れ、高い倫理観を有しており、長年にわたり通信販売分野、マーケティングに携わってきた豊富な見識と経験を有しております。これらの見識を活かし、客観的かつ中立的な立場で当社の経営管理や事業戦略等への的確な助言、業務執行の監督を期待できることから社外取締役としての職務を適切に遂行していただけると判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。



候補者
番号

5

むらかみ はるき
村上 晴紀

昭和28年4月8日生

再任

社外

独立

所有する当社株式の数
1,000株
取締役会出席回数
18回/18回

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和52年4月	カネボウ化粧品株式会社入社	平成16年10月	株式会社ファンケル 執行役員マーケティング本部長
平成11年10月	鐘紡株式会社 化粧品宣伝グループ統括マネージャー	平成20年6月	同社取締役執行役員健康食品カンパニー長
平成13年4月	同社化粧品宣伝グループ統括マネージャー 兼 総合宣伝グループ統括マネージャー	平成23年6月	同社取締役常務執行役員コーポレートコミュニケーション本部長
平成14年6月	同社化粧品広報宣伝室長 兼 総務・広報室副室長	平成25年3月	同社取締役常務執行役員ヘルスカンパニー長
平成16年5月	株式会社カネボウ化粧品マーケティング本部コミュニケーション室長 兼 コーポレートデザイングループ統括マネージャー	平成26年6月	同社顧問
		令和元年12月	当社取締役 (現任)

【重要な兼職の状況】

なし

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

村上晴紀氏は、人格、識見に優れ、高い倫理観を有しており、長年にわたり化粧品・健康食品の宣伝企画・ブランディングに携わってきた経験と豊富な見識を有しております。これらの見識を活かし、客観的かつ中立的な立場で当社の経営管理や事業戦略等への的確な助言、業務執行の監督を期待できることから社外取締役としての職務を適切に遂行していただけると判断し、引き続き社外取締役候補者となりました。



候補者
番号

6

ゆのき かずよ
柚木 和代

昭和35年7月11日生

再任

社外

独立

所有する当社株式の数
一株
取締役会出席回数
14回/14回

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和58年3月	株式会社大丸入社	令和元年5月	J.フロント リテイリング株式会社 執行役員常務 関連事業統括部長
平成2年9月	同社本部MD企画付 パリ駐在員事務所勤務	令和3年3月	株式会社大丸松坂屋百貨店 執行役員兼 GINZA SIXリテールマネジメント株式会社 代表取締役社長
平成20年5月	同社執行役員 札幌店長	令和3年12月	当社取締役 (現任)
平成22年3月	株式会社大丸松坂屋百貨店 執行役員 大丸札幌店長	令和4年5月	株式会社大丸松坂屋百貨店 顧問 (現任)
平成24年5月	同社執行役員 大丸神戸店長	令和4年5月	イオン北海道株式会社 社外取締役 (現任)
平成27年5月	同社常務執行役員 兼 株式会社博多大丸 代表取締役社長		

【重要な兼職の状況】

株式会社大丸松坂屋百貨店 顧問
イオン北海道株式会社 社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

柚木和代氏は、長年にわたり百貨店の主要店舗及び関連事業会社の経営管理に携わってまいりました。また、海外勤務をはじめ国内外での豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営全般に対し適切な監督や有益な助言をいただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補者となりました。

第4号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、あらためて監査役3名を選任いたしたく、その承認をお願いするものです。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	候補者名	性別	現在の当社に おける地位	取締役会への出席状況 監査役会への出席状況 監査役在任年数
1 再任 社外 独立	ぜん みょう けい いち 善 明 啓 一	男性	監査役	100% (18回/18回) 100% (20回/20回) 5年
2 再任 社外 独立	た なべ たかし 田 邊 俊	男性	監査役 (非常勤)	100% (18回/18回) 100% (20回/20回) 6年6か月
3 再任 社外 独立	なか にし ゆう じ 中 西 裕 二	男性	監査役 (非常勤)	100% (18回/18回) 85% (17回/20回) 4年5か月

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当事業年度に開催された取締役会及び監査役会への出席状況を記載しております。
3. 善明啓一、田邊俊及び中西裕二の各氏は、社外監査役候補者であります。
4. 善明啓一、田邊俊及び中西裕二の各氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって善明啓一氏は5年、田邊俊氏は6年6か月、中西裕二氏は4年5か月になります。
5. 当社は、善明啓一氏、田邊俊氏及び中西裕二氏を東京証券取引所が規定する独立役員として届け出ております。各氏が再任された場合は、当社は引き続き各氏を独立役員とする予定であります。
6. 当社は、善明啓一氏、田邊俊氏及び中西裕二氏との間で会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額としております。本議案において各氏が再任された場合は、当社は引き続き各氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（以下、「D&O保険」といいます。）契約を保険会社との間で締結しており、これにより取締役・監査役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事項に該当するものを除く。）等を補填することとしております。なお、各候補者が監査役に選任され就任した場合には、いずれの監査役もD&O保険の被保険者となる予定であります。D&O保険契約の保険料は全額当社が負担しており、令和5年6月に更新される予定であります。



候補者
番号

1

ぜんみょう けいいち
善明 啓一

昭和32年11月15日生

再任

社外

独立

所有する当社株式の数
一株

取締役会出席回数
18回／18回

監査役会出席回数
20回／20回

■ 略歴、地位及び重要な兼職の状況

昭和56年4月	九州松下電器株式会社（現 パナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社）入社	平成23年6月	宮崎ケーブルテレビ株式会社 社外取締役
平成19年4月	同社 事業部長	平成25年6月	パナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社 常務執行役員全社CQO
平成22年8月	パナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社 出向	平成29年4月	同社 取締役
平成22年10月	同社 常務執行役員九州社社長	平成29年12月	当社 常勤監査役（現任）
平成23年5月	PIテクノ株式会社 社外取締役		

【重要な兼職の状況】

なし

■ 社外監査役候補者とした理由

善明啓一氏は、企業経営に関する豊富な実務経験と製造業での全社型の品質管理に従事した豊富な経験・専門性を有しております。これらの見識を活かし、客観的かつ中立的な立場での確かな助言を期待できることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけると判断し、引き続き社外監査役候補者となりました。



候補者
番号

2

たなべ たかし
田邊 俊

昭和36年4月15日生

再任

社外

独立

所有する当社株式の数
11,000株

取締役会出席回数
18回／18回

監査役会出席回数
20回／20回

■ 略歴、地位及び重要な兼職の状況

平成11年4月	最高裁判所司法研修所 入所	平成28年4月	福岡市雇用労働相談センター 代表弁護士（現任）
平成12年10月	弁護士登録	平成28年6月	当社 監査役（現任）
平成12年10月	田邊法律事務所 入所	平成30年4月	福岡簡易裁判所 民事調停委員（現任）
平成22年1月	田邊法律事務所 代表弁護士（現任）	平成30年9月	株式会社ブラッソ 補欠の監査等委員である取締役（現任）
平成26年4月	弁護士知財ネット九州・沖縄地域会 代表幹事（現任）	令和2年5月	福岡リート投資法人 監督役員（現任）

【重要な兼職の状況】

田邊法律事務所 代表弁護士

■ 社外監査役候補者とした理由

田邊俊氏は、長年にわたる弁護士としての経験と知見を有しております。これらの見識を活かし、客観的かつ独立的な立場での確かな助言を期待できることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけると判断し、引き続き社外監査役候補者となりました。



所有する当社株式の数
一株

取締役会出席回数
18回／18回

監査役会出席回数
17回／20回

候補者
番号

3

なかにし ゆうじ
中西 裕二

昭和36年6月11日生

再任

社外

独立

■ 略歴、地位及び重要な兼職の状況

昭和60年4月	富士重工業株式会社（現 株式会社SUBARU）入社	平成17年4月	中西裕二税理士事務所 開設（現任）
平成元年4月	国際デジタル通信株式会社（現 株式会社IDCフロンティア）入社	平成23年4月	株式会社エクスペオ代表取締役（現任）
平成2年10月	コーンズ・アンド・カンパニー・リミテッド 入社	平成29年9月	株式会社ビューティ花壇 監査役
平成6年12月	太陽監査法人（現 太陽有限責任監査法人）入所	平成30年7月	当社 監査役（現任）
平成7年10月	監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）福岡事務所 入所	令和元年10月	株式会社空間技術総合研究所 代表取締役
平成14年4月	中西裕二公認会計士事務所 開設（現任）	令和元年10月	一般社団法人社会健康科学研究機構 監事（現任）
平成14年6月	株式会社ゼンリン 監査役	令和3年9月	株式会社空間技術総合研究所 取締役（現任）

【重要な兼職の状況】

中西裕二公認会計士事務所 代表
中西裕二税理士事務所 代表
株式会社エクスペオ 代表取締役

■ 社外監査役候補者とした理由

中西裕二氏は、公認会計士及び税理士としての豊富な経験と高い専門性を有しております。これらの見識を活かし、客観的かつ独立的な立場での確かな助言を期待できることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけると判断し、引き続き社外監査役候補者といたしました。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名を選任いたしたく、その承認をお願いするものです。

なお、本議案における選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意の上取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。
補欠監査役候補者は、次のとおりであります。



所有する当社株式の数
一株

おかべ あさこ
岡部 麻子

昭和45年8月7日生

社外 独立

■ 略歴、地位及び重要な兼職の状況

平成 9 年10月	監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）福岡事務所 入所	令和 4 年 6 月	平田機工株式会社 社外監査役（現任）
平成 13年 5 月	公認会計士登録	令和 4 年 7 月	岡部麻子公認会計士事務所 代表（現任）
平成 29年 7 月	有限責任監査法人トーマツ パートナー		

■ 【重要な兼職の状況】

岡部麻子公認会計士事務所 代表
平田機工株式会社 社外監査役

■ 補欠の社外監査役候補者とした理由

岡部麻子氏は、公認会計士としての豊富で幅広い見識及び高度な専門性を有するという点、加えて、これまでの女性リーダー・管理職育成等のご経験をもとに、中立的かつ客観的な立場で当社に必要な助言及び監査・監督等をいただけることを期待できることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけると判断し、補欠の社外監査役候補者といたしました。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 岡部麻子氏は補欠の社外監査役候補者であります。
3. 岡部麻子氏が就任された場合は、同氏を東京証券取引所が規定する独立役員として届け出る予定であります。
4. 岡部麻子氏が就任した場合は、当社は、同氏との間で会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。ただし当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額としております。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（以下、「D&O保険」といいます。）契約を保険会社との間で締結しており、これにより取締役・監査役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事項に該当するものを除く。）等を補填することとしております。岡部麻子氏が監査役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

(ご参考) 取締役会のスキルマトリックス [令和4年12月20日(火)以降の予定]

当社取締役会は、会社経営に関わる各分野で高度な知見、経験をもった人財にて構成するものとします。そのうち会社経営において特に重要な分野を以下のとおり定義し、各取締役に対して、その能力を十分に発揮することを期待しております。なお、以下の取締役会の構成は本株主総会における取締役選任議案及び監査役選任議案が全て原案どおり、ご承認いただいた場合を前提に作成しております。

	氏名	当社における地位	年齢	性別	在任年数	専門性・経験						
						企業経営 経営戦略	マーケティング 営業	海外事業	M & A アライアンス	法務 リスク管理	財務 金融	E S G サステナビリティ
取締役	後藤孝洋	代表取締役社長CEO 指名報酬諮問委員会委員	51	男性	17	●	●		●	●		●
	福原光佳	専務取締役COO 指名報酬諮問委員会委員	50	男性	6	●	●	●			●	●
	羽鳥成一郎	取締役	68	男性	3	●	●	●				●
	柿尾正之	取締役(独立社外) 指名報酬諮問委員会委員	68	男性	5	●	●			●		●
	村上晴紀	取締役(独立社外) 指名報酬諮問委員会委員	69	男性	3	●	●					●
	柚木和代	取締役(独立社外) 指名報酬諮問委員会委員	62	女性	1	●	●	●	●			●
監査役	善明啓一	常勤監査役(独立社外)	65	男性	5	●		●		●		●
	田邊俊	監査役(独立社外)	61	男性	6				●	●		●
	中西裕二	監査役(独立社外)	61	男性	4	●					●	●

スキルマトリックス各項目の選定理由

項目	選定理由
企業経営・経営戦略	「美と健康のライフスタイル創造カンパニー」実現に向けたHealth & Beauty分野におけるさらなる成長、重点課題解決推進のため、特にHealth & Beauty分野での上場企業やそれに準じる企業におけるマネジメント経験、経営実績を持つ取締役が必要である。
マーケティング・営業	Health & Beauty分野における今後のさらなる成長のための、基幹ブランドの強化、新ブランド開発、販売力強化に向けた経営戦略を策定するには、マーケティング・営業部門の経営経験・実績を持つ取締役が必要である。
海外事業	成長戦略上重要な課題である海外展開を加速するための経営戦略を策定し、経営陣に対する監督機能を発揮するためには、海外事業や海外法人における経営経験・実績を持つ取締役が必要である。
M&A・アライアンス	当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上のためには、M&Aや事業投資、資本提携、事業提携などを適時・適切に行うことが必要であり、取締役会による経営陣に対する実効性の高い監督機能を発揮するため、当該分野についての経営経験・実績を持つ取締役が必要である。
法務・リスク管理	当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上には、適切なガバナンス体制のもと、コンプライアンスの推進・向上、リスク管理の徹底が不可欠であり、取締役会による経営陣の監督機能を効果的に発揮するためには、上場企業やそれに準じる企業におけるコンプライアンス部門やリスク管理に関する経験・実績を持つ取締役が必要である。
財務・会計・金融	当社の中長期的な企業価値向上のためには、正確かつ迅速な財務情報の開示、事業運営と連動した適切かつ十分な資金調達は非常に重要な要素であり、取締役会による経営陣に対する実効性の高い監督機能を発揮するため、上場企業やそれに準じる企業における財務・会計・金融についての経営経験・実績を持つ取締役が必要である。
ESG・サステナビリティ	当社が社会に貢献する企業として中長期的に発展していくためには、ESG・サステナビリティに関する取り組みが必要不可欠であり、取締役会としてガバナンス体制の確立と環境・社会・経済など持続可能な社会の実現に向けた取り組みを積極的に推進するため、上場企業やそれに準じる企業における当該分野についての経営経験・実績を持つ取締役が必要である。

以上

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の各種感染対策により一定程度の経済活動の正常化が見られる一方、海外では感染再拡大やそれに伴う活動制限等がありました。さらに、国際情勢の変化や世界的な原材料価格の高騰やそれに伴う食品や日用品、光熱費等の値上げ、急激な円安の進行等もあり、依然として先行き不透明な状況が継続しています。

このような市場環境のもと、当社グループは当連結会計年度を初年度とする4カ年の中期経営計画「VISION2025」に基づき重点課題に取り組みました。

通信販売においては、化粧品では「パーフェクトワン グロウ&カバークッションファンデーション」に対する広告投資を積極的に実施した結果、新規顧客獲得が拡大し、売上高をけん引しました。健康食品では機能性表示食品「Wの健康青汁」への広告投資額を拡大した結果、新規顧客獲得が好調に推移し、増収に貢献しました。また、コールセンターのコミュニケーションによる商品提案や販促強化により、定期購入顧客に対するアップセルやクロスセルの成約率は過去最高水準に達しており、顧客単価が上昇しております。EC販売では、ターゲット層に合わせたインフルエンサーの活用やSNSマーケティング施策により、若年層向けスキンケアブランド「PERFECT ONE FOCUS (パーフェクトワンフォーカス)」の認知度が一気に拡大した結果、特に大手ECモールでの販売が好調に推移しました。

直営店舗販売・卸売販売においては、既存店は依然として来店客数の回復が鈍くコロナ禍前の水準には届かない厳しい状況が続いておりますが、「PERFECT ONE FOCUS (パーフェクトワンフォーカス)」の認知度拡大や新ライン発売を受けて、「PERFECT ONE (パーフェクトワン)」及び「PERFECT ONE FOCUS (パーフェクトワンフォーカス)」の卸売販売の展開店舗数は昨年度末に比べて6,700店舗以上増え、約10,800店舗に拡大しました。

海外販売においては、特に主力展開国である中国でのロックダウンの影響により、販売活動に大きな遅れが生じました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は36,107百万円（前年同期比6.5%増）、営業利益は3,522百万円（前年同期比2.9%増）、経常利益は3,487百万円（前年同期比2.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は2,357百万円（前年同期比1.4%増）となりました。

なお、令和3年6月30日に行われた株式会社フラット・クラフトとの企業結合について、前連結会計年度に暫定的な会計処理を行っておりましたが、当連結会計年度に確定しております。前連結会計年度との比較・分析にあたっては、暫定的な会計処理の確定による見直し後の金額を用いております。

また、当社グループの事業セグメントは化粧品、ヘルスケアに関わる商品の通信販売、直営店舗販売・卸売販売及び海外販売であります。直営店舗販売・卸売販売及び海外販売の全セグメントに占める割合が僅少であり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメントごとの記載を省略しております。

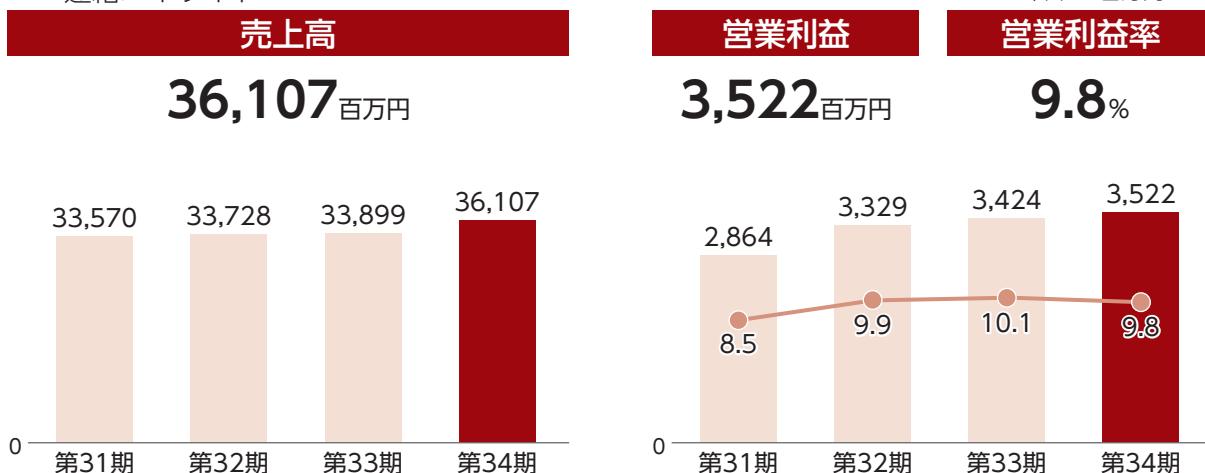
当連結会計年度末における総資産は、前連結会計年度末に比べて、617百万円増加して23,857百万円となりました。これは主に、売掛金が333百万円減少した一方で、現金及び預金が699百万円、商品が301百万円それぞれ増加したことによるものであります。

負債は、前連結会計年度末に比べて、1,121百万円減少して5,938百万円となりました。これは主に、未払金が294百万円、未払法人税等が239百万円、長期借入金が396百万円それぞれ減少したことによるものであります。

純資産は、前連結会計年度末に比べて、1,738百万円増加して17,918百万円となりました。これは主に、利益剰余金が1,661百万円増加したことによるものであります。

連結ハイライト

(単位：百万円、%)



(注) 当社グループは、第33期より連結計算書類を作成しておりますので、第32期以前については、当社単体の数値を記載しております。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施した設備投資等の総額は378百万円（無形固定資産含む）であり、その主なものは通信販売管理システムに関する投資194百万円、ITインフラに関する投資151百万円であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第31期	第32期	第33期	第34期
	(令和元年9月期)	(令和2年9月期)	(令和3年9月期)	(当連結会計年度) (令和4年9月期)
売上高(百万円)	—	—	33,899	36,107
営業利益(百万円)	—	—	3,424	3,522
経常利益(百万円)	—	—	3,415	3,487
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	—	—	2,323	2,357
1株当たり当期純利益(円)	—	—	107.72	109.91
総資産(百万円)	—	—	23,240	23,857
純資産(百万円)	—	—	16,180	17,918
1株当たり純資産額(円)	—	—	747.34	826.51

(注) 1. 第33期より連結計算書類を作成しておりますので、第32期以前の各数値は記載しておりません。

2. 第34期において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第33期については、暫定的な会計処理の確定による取得価額の当初配分額の重要な見直しが反映された後の金額によっております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第31期	第32期	第33期	第34期
	(令和元年9月期)	(令和2年9月期)	(令和3年9月期)	(当事業年度) (令和4年9月期)
売上高(百万円)	33,570	33,728	33,684	35,172
営業利益(百万円)	2,864	3,329	3,483	3,449
経常利益(百万円)	2,822	3,283	3,474	3,421
当期純利益(百万円)	1,824	2,122	2,384	2,343
1株当たり当期純利益(円)	113.99	98.50	110.54	109.26
総資産(百万円)	18,575	19,956	21,738	22,534
純資産(百万円)	12,758	14,267	16,241	17,969
1株当たり純資産額(円)	590.37	662.97	750.19	828.84

(5) 重要な子会社の状況

名称	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権比率 (%)
株式会社フラット・クラフト	150	食品の輸入、卸及び販売	100.0

(6) 対処すべき課題

当社グループでは、経営ビジョンの実現に向けた成長戦略として、当連結会計年度を初年度とする中期経営計画「VISION2025」を策定しており、「連結売上高500億円」という経営目標達成のため「パーフェクトワンを世界のブランドへ」「ヘルスケア事業を次の柱に」というテーマのもと、以下の重点課題へ取り組み、持続的な成長をめざしております。

① デジタルマーケティングを中心としたデータベースマーケティングの強化

当社グループは、マスメディア（テレビインフォーマーシャル、新聞広告、折り込みチラシ等）とコールセンターによるヒューマンコミュニケーションを組み合わせたデータベースマーケティングを強みに、シニア世代（60代以上）のお客さまを多く獲得し成長してまいりました。今後、さらなる成長の実現に向け、ミドル世代（40代～50代）及びミニマムライフ世代（20代～30代）の顧客開発を進めるためにはECチャネルの強化が課題と認識しております。SNSや動画を活用したデジタルマーケティングの強化やクロスメディア戦略の拡大、オンラインチャネル(EC)とオフラインチャネル(ドラッグストア等)を融合させた新たな販売モデルの確立等に取り組み、強みであるデータベースマーケティングをさらに強化してまいります。

② 海外展開の加速

当社グループは中国、台湾、香港、タイ、シンガポール、ベトナムで事業を展開しております。今後、パーフェクトワンブランドを世界のブランドへと成長させるためには、成長市場である中国市場でのさらなる成長に加え、世界最大の化粧品市場である米国市場への展開が重要な課題であると認識しております。今後は中国市場へのマーケティング投資の強化及び「PERFECT ONE FOCUS（パーフェクトワンフォーカス）」の投入による新たな顧客の獲得、米国市場への本格展開を推進してまいります。

③ ヘルスケア事業の開発と育成

当社グループは、シニア世代のお客さまを中心に健康食品や医薬品の通信販売によるヘルスケア事業を展開しております。今後、ヘルスケア事業を化粧品に次ぐ事業の柱へ成長させるためには、既存のヘルスケア事業の拡大に加え、新たなヘルスケア事業を開発・育成することが重要な課題であると認識しており、具体的には高い機能性を持つ新商品の開発に加え、マーケティング投資の拡大や化粧品購入顧客に対するクロスセルの強化による顧客獲得の推進、MCTオイルを中心とした「ウェルネスフード」の販売拡大等、新たなヘルスケア事業の開発と育成に積極的に取り組んでおります。

④ 新商品、新サービスの開発

当社グループは、今後の持続的な企業成長を実現するため、お客さまの日常に寄り添いながら、世代やライフステージごとに必要とされる新たな商品やサービスをスピーディーに開発・投入し続けることが重要な課題であると認識しており、商品開発体制を強化し積極的に取り組んでおります。今後も美と健康の領域において、高い機能性で効果を実感いただける新商品やサービスの開発に向けた投資を加速させてまいります。

⑤ コスト構造改革

当社グループは、中長期的な収益力の向上と持続的な企業成長を実現するためには、既存事業のコスト構造を見直すと同時に、成長戦略への機動的な経営資源の配分を可能にする収益構造へ改革することが重要な課題と認識しております。そのために、決済手数料の削減によるフルフィルメントコストの低減や、受電体制の最適化によるコールセンターコストの低減など、オペレーションコストの効率化施策をはじめとするコスト構造改革を推進すると同時に、経営管理システムの強化に取り組んでまいります。

⑥ 人財開発

当社グループは、今後の持続的な企業成長を実現するためには多様な人財の育成と確保が重要な課題であると認識しており、成長戦略をけん引する経営人財の育成、人的リソースの最適配置による経営体制の強化、多様な人財の採用とその育成を進めております。そのために、後継者育成計画の審議やその一環としての幹部層選抜型研修等の実施、人事評価制度や組織体制の見直し等に取り組むことで、従業員の士気を向上させ能力を最大限に発揮するための環境づくりに取り組んでまいります。

⑦ M&A実行体制の強化

当社グループは、今後の持続的な企業成長を実現するためにはM&Aを活用し素早く新規事業を立ち上げ、事業規模を拡大させることが重要な課題であると認識しております。そのために令和3年9月期に子会社化した株式会社フラット・クラフトのグループシナジーを発揮するための経営管理体制の構築、並びに新たなM&Aを実行するための新規案件の検討に積極的に取り組んでまいります。

(7) 主要な事業内容（令和4年9月30日現在）

当社グループは、当社と連結子会社1社（株式会社フラット・クラフト）で構成されており、「世界中の人々の健やかで心豊かな暮らしを創造します」というビジョンを掲げ、その実現に向け、美と健康の領域において、化粧品及びヘルスケア商品の商品開発、販売を行っております。

当社グループにおける販売チャネルごとの取扱商品や事業内容は以下のとおりであります。

① 販売チャネル

I 通信販売

化粧品及びヘルスケア商品を通信販売で国内の個人のお客さまへ販売しております。テレビや新聞、雑誌等のメディアへ出稿している広告を見てお問い合わせいただいたお客さまに対し、コールセンターのコミュニケーターがご注文を受けるとともに、商品の提案と様々なサポートを行っております。通信販売では、お客さまに商品を長くご利用いただくために「お買いものサービス」を提案しております。同サービスの中でも「定期購入サービス」は、ご注文いただいた商品を定期的にお届けするサービスで、累計購入金額に応じて設定されるステージごとに、定期購入割引価格にて商品を販売しております。

化粧品及びヘルスケア商品は、お電話だけでなく、時間や場所を選ばずご利用いただけるオンラインショップでの販売も行っております。ご注文いただいた商品は、物流センターで梱包・出荷を行い、全国のお客さまへお届けしております。

II 直営店舗販売・卸売販売

化粧品及びヘルスケア商品を百貨店やショッピングセンターへ出店している直営店舗、ドラッグストアやGMS(※1)、バラエティショップ等の取扱店及び販売代理店への卸売販売を通じて、全国のお客さまへ販売しております。全国の直営店舗では、ビューティーアドバイザーが肌診断やカウンセリングを実施し、お客さまのお悩みに合わせた商品の提案を行っております。

※1 General Merchandise Store（総合スーパー）

Ⅲ 海外販売

海外では、中国や台湾、香港などの東アジアとタイ、シンガポール、ベトナム等のASEANにてECを中心に販売しております。パートナー企業と協働しながら、各国のトレンドに合わせてSNSやインフルエンサーを活用したマーケティングや販売活動を行っております。

② 取扱商品

当社グループが取り扱っている主な商品及びブランドは、次のとおりです。

I 化粧品

A. PERFECT ONE (パーフェクトワン)

多様化する女性の生き方に寄り添うスキンケアブランドとして、平成18年に誕生したPERFECT ONEは、ブランドメッセージ「シンプルケアこそ、肌本来の美しさへ」を掲げ、多機能なスキンケア商品を展開しております。オールインワン洗顔による「落とす」、オールインワン美容液ジェルによる「満たす」、オールインワンファンデーションによる「魅せる」という3つのステップで完結するシンプルスキンケアを提案しております。

中でも、主力のパーフェクトワン オールインワン美容液ジェルシリーズは、化粧水・乳液・クリーム・美容液・パック・化粧下地・ネッククリームの最大7役を1品で果たすシンプルスキンケア商品として、機能や使用感の異なる5タイプをラインナップし、販売しております。

B. PERFECT ONE FOCUS (パーフェクトワンフォーカス)

PERFECT ONE FOCUSは、20代～30代の毛穴悩みにフォーカスしたスキンケアブランドです。一人ひとり異なる肌質や体質を研究し、植物のチカラで美しさを引き出します。

「モイスチャーライン」では、肌の水分バランスが乱れることでベタつき・テカリやすくなった肌環境を整えます。「センシティブライン」では、毛穴・肌ダメージに着目しており、肌本来の潤いバリア機能をサポートし、つるんとした健やかな素肌へ導きます。両ラインとも、化粧水・乳液・クリーム等の6役を1品で果たすオールインワン美容液ジェルと、メイク落とし・洗顔・毛穴ケア・角質ケア・保湿・マッサージの6役を1品で果たすクレンジングバームを展開しています。

Ⅱ ヘルスケア

栄養バランス・生活習慣を整えて、お客さまの健やかな毎日をサポートするため、サプリメントや青汁等の健康食品、医薬品、MCTオイル等のヘルスケア商品を展開しております。

健康食品では、体脂肪や血中中性脂肪、高めの血圧が気になる方のためにエラグ酸とGABAを含んだ機能性表示食品「Wの健康青汁」や、膝の動きの改善をサポートする機能性表示食品「ロコアタックEX」等の商品をシニア世代を中心に販売しております。医薬品では、イボ・肌あれに有効なハトムギの種子ヨクイニンから成分を抽出し、飲みやすい錠剤にした「新日本製薬の生薬ヨクイニンエキス錠SH」等の商品を販売しております。

また、グループ会社の株式会社フラット・クラフトでは、中鎖脂肪酸のみで構成され健康効果の期待が高い食用油「MCTオイル」など、健康志向が高いお客さまへ向けたヘルスケア商品を販売しております。

(8) 主要な営業所（令和4年9月30日現在）

	名 称	所 在 地
当 社	本社	福岡県福岡市中央区
	東京オフィス	東京都千代田区
	物流センター	福岡県福岡市博多区
	吉塚オフィス	福岡県福岡市博多区
子会社	株式会社フラット・クラフト	福岡県福岡市中央区

(9) 従業員の状況（令和4年9月30日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
302名	7名減

- (注) 1. 従業員数は、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員数であります。
2. 従業員数には臨時従業員（嘱託社員、契約社員、パートタイマー社員及び派遣社員）は含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
297名	8名減	38.4歳	7.9年

- (注) 1. 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への受入出向者を含む就業人員数であります。
2. 従業員数には臨時従業員（嘱託社員、契約社員、パートタイマー社員及び派遣社員）は含んでおりません。
3. 平均年齢、平均勤続年数には、受入出向者を含んでおりません。

(10) 主要な借入先（令和4年9月30日現在）

借入先	借入残高
株式会社西日本シティ銀行	1,295百万円
株式会社みずほ銀行	494百万円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項（令和4年9月30日現在）

- | | |
|--------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 80,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 21,855,200株 |
| (3) 株主数 | 20,660名 |
| (4) 大株主 | |

株主名	持株数	持株比率 (%)
山田 英二郎	4,530,000 株	21.10
山田 恵美	3,147,500 株	14.66
株式会社ラプリス	2,980,600 株	13.89
公益財団法人新日本先進医療研究財団	1,789,200 株	8.34
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	903,500 株	4.21
後藤 孝洋	849,329 株	3.96
JP JPMSE LUX RE NOMURA INT PLC 1 EQ CO	235,000 株	1.09
BNYM TREATY DTT 15	234,100 株	1.09
CACEIS BANK FOR (EQUITIES) NON TREATY UCITS CLIENTS	205,000 株	0.96
野村證券株式会社	203,709 株	0.95

- (注) 1. 上記のほか当社保有の自己株式389,909株があります。
2. 持株比率は保有する自己株式389,909株を控除して算出しております。

(5) 当連結会計年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

対象	株式の種類及び数	交付された者の人数
取締役（社外取締役を除く）	普通株式 14,870株	4名

3 会社の新株予約権等に関する事項（令和4年9月30日現在）

当連結会計年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

令和元年12月20日開催の取締役会決議による新株予約権（割当日：令和2年1月17日）

- ① 新株予約権の払込金額 払込を要しない
- ② 新株予約権の行使価額 1株につき1円
- ③ 新株予約権の行使条件
 - I 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役又は従業員のいずれかの地位にある場合に限り新株予約権を行使することができるものとする。
 - II 新株予約権者の権利行使可能な新株予約権の個数の上限は以下のとおりとする。なお、それぞれ計算の結果1個未満の数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
 - A. 令和3年10月1日から令和4年9月30日まで
割り当てられた新株予約権の数に30%を乗じた数
 - B. 令和4年10月1日から令和5年9月30日まで
割り当てられた新株予約権の数に60%を乗じた数
ただしA. に定める数を含むものとする
 - C. 令和5年10月1日以降
割り当てられた新株予約権の数に100%を乗じた数
ただしA. B. に定める数を含むものとする
 - III 新株予約権者が死亡した場合は、権利承継者がこれを行行使することができるものとする。権利承継者につき相続が開始された場合は、その相続人は新株予約権を承継しない。権利承継者による新株予約権の行使の条件は、新株予約権割当契約に定めるところによる。
- ④ 新株予約権の行使期間 令和3年10月1日から令和7年9月30日まで

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	602個	普通株式 60,200株	3名

4 会社役員に関する事項（令和4年9月30日現在）

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長CEO	後藤 孝洋	
専務取締役COO	福原 光佳	株式会社フラット・クラフト 取締役会長
取締役	羽鳥 成一郎	リテールマーケティング事業本部管掌
取締役	田上 和宏	株式会社フラット・クラフト 代表取締役
取締役	柿尾 正之	合同会社柿尾正之事務所 代表社員 株式会社LTV-X 社外取締役 株式会社ディーエムエス 社外取締役
取締役	村上 晴紀	
取締役	柚木 和代	株式会社大丸松坂屋百貨店 顧問 イオン北海道株式会社 社外取締役
常勤監査役	善明 啓一	
監査役	田邊 俊	田邊法律事務所 代表弁護士
監査役	中西 裕二	中西裕二公認会計士事務所 代表 中西裕二税理士事務所 代表 株式会社エクスプレオ 代表取締役

- (注) 1. 取締役柿尾正之氏、村上晴紀氏及び柚木和代氏は、社外取締役であり、東京証券取引所の定める独立役員であります。
2. 常勤監査役善明啓一氏、監査役田邊俊氏及び中西裕二氏は、社外監査役であり、東京証券取引所の定める独立役員であります。
3. 監査役中西裕二氏は、長年にわたる公認会計士としての豊富な監査経験と財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、業務執行取締役等でない取締役及び監査役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該業務執行取締役等でない取締役及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結し、被保険者に対して損害賠償請求がされた場合の損害賠償金及び訴訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った場合等、一定の免責事由がございます。被保険者は、当社及び会社法上の全ての子会社の役員、執行役、執行役員、管理・監督の立場にある従業員となっております。なお、当該保険の保険料につきましては、取締役会の承認を踏まえ、当社負担としております。

(5) 取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

I 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」といいます。）を定めております。当該決定方針に関しては、指名報酬諮問委員会の審議、同委員会からの答申を経て、取締役会の決議により決定しております。

II 決定方針の内容の概要

基本方針として、当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系としており、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることとしております。

また、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動型の株式報酬（パフォーマンス・シェア・ユニット制度、以下、「PSU制度」といいます。）及び退職慰労金の代替となる株式報酬（リストラクテッド・ストック制度、以下、「RS制度」といいます。）により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。

(基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針)

取締役の基本報酬は月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数、貢献度を踏まえ、当社の業績や同業・同規模他社の水準を考慮するなど、総合的に勘案して指名報酬諮問委員会において検討し、同委員会の答申を踏まえて、取締役会にて決定するものとしております。

(業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針)

PSU制度に基づく報酬は、当社の企業価値の持続的な向上を促すインセンティブを与えるとともに、取締役が株主との一層の価値共有を図るため業績指標（KPI）を反映した株式報酬としております。各事業年度及び対象期間（3年間）の各取締役の目標値に対する達成度合いに応じて算出された報酬金額に基づいて取締役会の決議により当社の普通株式を3年ごとに支給するものとしております。目標となる業績指標とその値は、中期経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて指名報酬諮問委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとしております。

RS制度に基づく報酬は、譲渡制限付株式とし、役位等に応じて算出された報酬金額に基づいて当社の普通株式を毎年交付するものとしております。なお、当該普通株式には30年間の譲渡制限期間を設定し、原則として退任時に譲渡制限を解除するものとしております。金銭報酬債権の算定の基礎となる金額や倍率等については、経済状況又は当社の財務状態の変化並びに法令、会計及び税制の改正等に応じて指名報酬諮問委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとしております。

(取締役の個人別の報酬等における種類別の割合の決定に関する方針)

金銭報酬の額、業績連動報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関しては、業務執行取締役の種類別の報酬割合は、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど株式報酬のウェイトが高まる構成とし、指名報酬諮問委員会において検討を行うものとしております。

取締役会は指名報酬諮問委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとしております。なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、

基本報酬：PSU制度に基づく報酬：RS制度に基づく報酬＝75：12.5：12.5
としております（KPIを100%達成した場合）。

Ⅲ 取締役の報酬等の内容が当該決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬額については、代表取締役、専務取締役及び独立社外取締役3名で構成される指名報酬諮問委員会において、当該決定方針に基づき各取締役の職務内容、貢献度、及び業績等を総合的に考慮し、同業・同規模他社と比較検討を行うなど多角的に審議した上で、その審議内容を取締役会に答申するものとしております。取締役会は、基本的に当該答申の内容を尊重し、決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

I 基本報酬

平成28年6月20日開催の第27回定時株主総会において、取締役の金銭報酬額の限度額を年額200百万円以内（当該株主総会終結時の員数は3名であります。）、また監査役の報酬額の限度額を年額50百万円以内（当該株主総会終結時の員数は1名であります。）とすることを決議しております。

II 株式報酬

取締役の報酬には株式報酬制度を導入しており、業績連動型の株式報酬（PSU制度）と退職慰労金の代替となる株式報酬（RS制度）により構成されております。いずれの制度も、令和2年12月23日開催の第32回定時株主総会において導入を決議しております。（当該株主総会終結時の員数は4名であります。）

なお、役員退職慰労金制度については、令和2年12月23日開催の第32回定時株主総会において廃止することを決議いたしました。現在は、前述の役員退職慰労金に代わる株式報酬制度（RS制度）を運用しております。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

該当事項はありません。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数
		基本報酬	ストックオプション	株式報酬	
取締役 (うち社外取締役)	175 (15)	126 (15)	25 (-)	23 (-)	7 (3) 名
監査役 (うち社外監査役)	24 (24)	24 (24)	-	-	
合計	199 (39)	150 (39)	25 (-)	23 (-)	10 (6) 名

- (注) 1. 取締役及び監査役の基本報酬額は、株主総会で承認されたそれぞれの報酬限度額（取締役年額200百万円、監査役年額50百万円）の範囲内において決定しております。
2. 上記ストックオプションの内容及び交付状況は、「会社の新株予約権等に関する事項（令和4年9月30日現在）」に記載のとおりです。
3. 上記株式報酬の額には、PSU制度に基づく報酬（取締役6百万円）、RS制度に基づく報酬（取締役17百万円）を含んでおります。
4. PSU制度に基づく報酬は業績連動報酬であり、その算定の基礎として選定した主な業績指標は、当社グループの連結売上高及び連結営業利益の実績であります。当該指標を選定した理由は、取締役の業績達成への貢献意欲を高めるためであり、これにより、当社グループの企業価値の持続的な向上と、取締役が株主の皆さまと一層の価値共有を図ることを目的としております。当該報酬額は、令和2年12月23日開催の第32回定時株主総会において導入を決議したPSU制度に基づいて算定しております。
- なお、当連結会計年度の連結売上高・連結営業利益は、P 40. 連結損益計算書に記載のとおりです。

(6) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

取締役柿尾正之氏は、合同会社柿尾正之事務所の代表社員、株式会社LTV-Xの社外取締役、株式会社ディーエムエスの社外取締役であります。なお、当社と兼職先の間には、特別の利害関係はありません。

取締役柚木和代氏は、株式会社大丸松坂屋百貨店の顧問、イオン北海道株式会社の社外取締役であります。なお、当社と兼職先の間には、特別の利害関係はありません。

監査役田邊俊氏は、田邊法律事務所の代表弁護士であります。なお、当社と兼職先の間には、特別の利害関係はありません。

監査役中西裕二氏は、中西裕二公認会計士事務所・中西裕二税理士事務所の代表、株式会社エクスプレオの代表取締役であります。なお、当社と兼職先の間には、特別の利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況及び果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役	柿 尾 正 之	<p>当事業年度開催の取締役会18回中18回に出席しております。</p> <p>同氏は、通信販売分野、マーケティング領域における豊富な見識と経験を有しております。当事業年度は、当社の中期経営計画の進捗や予算執行の状況、新規事業における事業の進め方に関して、業務執行取締役とは異なる視点・観点から質疑・提言を行い、業務執行の監督機能を果たしました。</p> <p>また、指名報酬諮問委員会においては、委員として取締役の評価や報酬決定に関して公平性・客観性の観点から意見・提言を行い、役員候補者の選定や役員報酬等の決定における監督機能を果たしております。</p>
取 締 役	村 上 晴 紀	<p>当事業年度開催の取締役会18回中18回に出席しております。</p> <p>同氏は、化粧品・健康食品分野における広告宣伝企画・ブランディングに携わってきた経験と豊富な見識を有しております。当事業年度は、各事業における毎月の予算執行状況とそれに伴う結果について、業務執行取締役に対する質疑や提言を積極的に行い、十分に監督機能を果たしました。</p> <p>また、指名報酬諮問委員会においては、委員として取締役の評価や報酬決定に関して公平性・客観性の観点から意見・提言を行い、役員候補者の選定や役員報酬等の決定における監督機能を果たしております。</p>
取 締 役	柚 木 和 代	<p>社外取締役就任後開催の取締役会14回中14回に出席しております。</p> <p>同氏は、百貨店の主要店舗及び関連事業会社の経営管理や海外勤務を通した国内外での豊富な経験と幅広い見識を有しております。</p> <p>当事業年度は、中長期的な事業戦略、毎月の予算執行状況、経営管理手法等について、業務執行取締役に対する質疑や提言を積極的に行い、業務執行の監督機能を果たしました。</p> <p>また、指名報酬諮問委員会においては、委員として取締役の評価や報酬決定に関して公平性・客観性の観点から意見・提言を行い、役員候補者の選定や役員報酬等の決定における監督機能を果たしております。</p>

区分	氏名	主な活動状況及び果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
監査役	善明啓一	<p>当事業年度開催の取締役会18回中18回、監査役会20回中20回に出席しております。</p> <p>同氏は、企業経営に関する豊富な実務経験と製造業での全社型の品質管理に従事した豊富な経験と専門性を有しております。取締役会においては、業務の執行状況の確認や内部統制の状況について、適宜質問や提言をするなど、監査役としての役割を果たしております。</p> <p>監査役会においては、内部監査室や社外取締役との連携も十分に行い、常勤監査役としての役割を果たしております。</p>
監査役	田邊俊	<p>当事業年度開催の取締役会18回中18回、監査役会20回中20回に出席しております。</p> <p>同氏は、長年にわたる弁護士としての経験と知見を有しております。企業法務に関する専門的見地から、取締役会に付議された議案に対し適法性の確認や、留意すべき事項について独立性・客観性のある立場から助言を行うなど、監査・監督機能を果たしております。</p>
監査役	中西裕二	<p>当事業年度開催の取締役会18回中18回、監査役会20回中17回に出席しております。</p> <p>同氏は、公認会計士及び税理士としての豊富な経験と高い専門性を有しております。当社会計における適法性・適切性の確認や、内部統制の機能に関して独立性・客観性のある立場から発言・助言を行うなど、監査・監督機能を果たしております。</p>

5 会計監査人の状況（令和4年9月30日現在）

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当連結会計年度に係る会計監査人の報酬等の額

当連結会計年度に係る会計監査人の報酬等の額	31百万円
当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	31百万円

- (注) 1. 会計監査人の監査報酬等については、前連結会計年度までの監査時間の実績、監査内容及び会計監査人から提示された監査計画等を総合的に勘案、協議し、監査役会の同意の上、監査報酬を決定しております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当連結会計年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合の他、会計監査人の職務遂行の状況、監査の品質等を総合的に勘案して、監査役会は会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、会計監査人との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、会計監査人が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(5) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

連結貸借対照表 (令和4年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	19,265	流動負債	3,975
現金及び預金	14,351	買掛金	553
売掛金	2,862	1年内返済予定の長期借入金	396
商品	1,565	未払金	1,814
貯蔵品	170	未払費用	148
前払費用	236	未払法人税等	500
その他	120	契約負債	217
貸倒引当金	△42	賞与引当金	201
		その他	143
固定資産	4,592	固定負債	1,963
有形固定資産	2,050	長期借入金	1,443
建物及び構築物	1,202	退職給付に係る負債	182
土地	639	長期未払金	172
その他	209	資産除去債務	117
		その他	47
無形固定資産	1,492	負債合計	5,938
ソフトウェア	423	純資産の部	
のれん	923	株主資本	17,744
その他	144	資本金	4,158
投資その他の資産	1,049	資本剰余金	4,121
投資有価証券	467	利益剰余金	10,199
繰延税金資産	444	自己株式	△735
その他	212	その他の包括利益累計額	△3
投資損失引当金	△75	退職給付に係る調整累計額	△3
		新株予約権	177
資産合計	23,857	純資産合計	17,918
		負債・純資産合計	23,857

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (令和3年10月1日から令和4年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		36,107
売上原価		6,711
売上総利益		29,395
販売費及び一般管理費		25,872
営業利益		3,522
営業外収益		
受取配当金	1	
受取賃貸料	11	
固定資産売却益	11	
保険差益	12	
その他	18	56
営業外費用		
支払利息	5	
為替差損	6	
投資有価証券評価損	47	
固定資産除却損	32	
その他	0	91
経常利益		3,487
特別利益		
投資損失引当金戻入額	2	
新株予約権戻入益	0	3
特別損失		
減損損失	15	15
税金等調整前当期純利益		3,474
法人税、住民税及び事業税	1,049	
法人税等調整額	68	1,117
当期純利益		2,357
親会社株主に帰属する当期純利益		2,357

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 (令和4年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	18,837	流動負債	3,663
現金及び預金	14,179	買掛金	536
売掛金	2,762	1年内返済予定の長期借入金	170
商品	1,391	未払金	1,801
貯蔵品	170	未払費用	147
前払費用	234	未払法人税等	455
その他	141	契約負債	217
貸倒引当金	△42	賞与引当金	201
		その他	133
固定資産	3,696	固定負債	901
有形固定資産	2,050	長期借入金	418
建物	1,194	退職給付引当金	178
構築物	7	長期未払金	172
機械及び装置	7	資産除去債務	117
車両運搬具	2	その他	14
工具、器具及び備品	200	負債合計	4,565
土地	639	純資産の部	
無形固定資産	453	株主資本	17,791
ソフトウェア	423	資本金	4,158
その他	30	資本剰余金	4,121
投資その他の資産	1,191	資本準備金	3,943
投資有価証券	467	その他資本剰余金	178
関係会社株式	150	利益剰余金	10,246
繰延税金資産	443	利益準備金	50
その他	206	その他利益剰余金	10,196
投資損失引当金	△75	繰越利益剰余金	10,196
		自己株式	△735
資産合計	22,534	新株予約権	177
		純資産合計	17,969
		負債・純資産合計	22,534

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (令和3年10月1日から令和4年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		35,172
売上原価		6,254
売上総利益		28,917
販売費及び一般管理費		25,468
営業利益		3,449
営業外収益		
受取配当金	1	
受取ロイヤリティー	5	
受取賃貸料	11	
固定資産売却益	11	
保険差益	12	
その他	16	59
営業外費用		
支払利息	1	
為替差損	6	
投資有価証券評価損	47	
固定資産除却損	32	
その他	0	87
経常利益		3,421
特別利益		
投資損失引当金戻入額	2	
新株予約権戻入益	0	3
特別損失		
減損損失	15	15
税引前当期純利益		3,409
法人税、住民税及び事業税	994	
法人税等調整額	71	1,065
当期純利益		2,343

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

令和4年11月11日

新日本製薬 株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
福岡事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤次男
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	只隈洋一

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、新日本製薬株式会社の令和3年10月1日から令和4年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新日本製薬株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

令和4年11月11日

新日本製薬 株式会社
取締役会 御中有限責任監査法人トーマツ
福岡事務所指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 次 男
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 只 限 洋 一
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、新日本製薬株式会社の令和3年10月1日から令和4年9月30日までの第34期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、令和3年10月1日から令和4年9月30日までの第34期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
 会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
 会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和4年11月16日

新日本製薬株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役）	善 明 啓 一	Ⓔ
監査役（社外監査役）	田 邊 俊	Ⓔ
監査役（社外監査役）	中 西 裕 二	Ⓔ

以 上

TOPICS



『パーフェクトワン』は、「落とす」「満たす」「魅せる」の3つのステップで完結するシンプルスキンケアを提案し、令和4年8月から新ブランドCM「おひとつ」篇の放映を開始しました。また、主力のパーフェクトワン オールインワン美容液ジェルシリーズは、累計販売実績7,000万個^{※1}を突破し、オールインワンスキンケア市場において6年連続で国内売上No.1^{※2}を獲得。多くのお客さまにご支持いただいております。

※1 パーフェクトワン オールインワン美容液ジェルシリーズ累計販売実績2006年5月～2022年2月（ラフィネ パーフェクトワンシリーズ含む）

※2 パーフェクトワン フォーカスシリーズ含む：富士経済「化粧品マーケティング要覧2017～2022」（モイスチャー部門およびオールインワン部門／メーカー、ブランドシェア2016～2021実績）

『パーフェクトワン』クッションファンデーションによる新規顧客獲得が加速



TVや新聞、折り込みチラシ等への「グロウ&カバークッションファンデーション」の広告投資を積極的に実施し、カバー力や手軽さをお客さまから評価いただいた結果、パーフェクトワンブランドの成長をけん引しております。

『パーフェクトワンフォーカス』スキンケアブランドの第2の柱へ育成



20代～30代のお客さまの毛穴悩みをサポートするスキンケアブランドとして誕生した『パーフェクトワンフォーカス』は、「スムースクレンジングバーム」が美容雑誌でベストコスメを獲得。商品力を評価いただき、SNS上で話題となりました。特にECモールでの売上が好調に推移しております。

新日本製薬のサステナビリティに関する取り組み

当社グループは持続可能な社会の実現に向けた取り組みを推進しています。令和4年5月にサステナビリティ委員会を設置し、同年7月には、「新日本製薬グループ サステナビリティ基本方針」を策定いたしました。この方針のもと、マテリアリティを中心に社会課題の解決に努めてまいります。

新日本製薬グループ サステナビリティ基本方針

限らない未来を

当社グループはOne to One health & beauty-care.の事業領域で、地球環境や社会を取り巻く課題の解決をめざします。ビジョンとして掲げる“世界中の人々の健やかで心豊かな暮らしの創造”のもと、ステークホルダーの皆さまとともに持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

新日本製薬のマテリアリティ

マテリアリティ		関連するSDGs						
環境	環境問題への対応	6 きれいな水とトイレ の持続可能な 管理	7 再生可能エネルギー への移行	12 つくる責任 と消費の責任	13 気候変動に 適応する	14 海の豊かさ を増やす	15 陸の豊かさを 保つ	17 パートナーシップで 目標を達成しよう
社会	顧客満足度向上のための商品・サービス提供 責任あるサプライチェーンマネジメント 女性活躍の推進	2 貧困を ゼロに	3 すべての人に 健康と福祉を	5 ジェンダー平等 を実現しよう	10 人や国の不平等 をなくそう	12 つくる責任 と消費の責任	17 パートナーシップで 目標を達成しよう	
ガバナンス	コンプライアンス・リスクマネジメントの取り組み強化 個人情報の保護				16 平和と正義を すべての人に			

活動の事例

環境



化粧品容器のプラスチックごみの削減へ

環境問題への取り組みの一環として、プラスチックごみの削減に向け、スキンケアブランド『パーフェクトワンフォーカス』のオールインワン美容液ジェルシリーズでつめかえ用を発売しました。今後も環境負荷の低減に向けた取り組みを推進してまいります。

社会

創立30周年を記念してお客さまへ感謝の気持ちをお届け

当社グループは令和4年3月11日に創立30周年を迎えました。節目の年を迎えるにあたり、周年ロゴと、お客さまへ感謝を伝える周年サイトを公開しております。

また、お客さまに商品をお届けする配送箱を周年記念の特別なデザインに刷新。「障害福祉サービス事業所JOY倶楽部」でアート制作をする「アトリエブラヴォ」の皆さまの作品を採用しております。



創立30周年を記念し、長年『パーフェクトワン』をご愛顧いただいているお客さまに感謝の気持ちを込めたおもてなしとお手紙を当社の社員からお渡しする企画を行いました。また、同じコミュニケーターを8年間ご指名いただいているお客さまとの絆を感じるエピソードや、がんばる娘に“15年越しのウエディング”をプレゼントしたいと思うお客さまの願いを叶える企画などを周年サイトにてご紹介しております。

社会

「グアニン結晶」を化粧品へ応用する技術で特許[※]を取得

魚類の鱗などに存在し、光を乱反射する物質の「グアニン結晶」を化粧品へ応用する技術で特許[※]を取得しました。本技術は広島大学・山口大学との共同研究により開発しました。「グアニン結晶」には、化粧品によるシミ・くすみのカバー効果や肌のトーンアップ効果が期待できます。

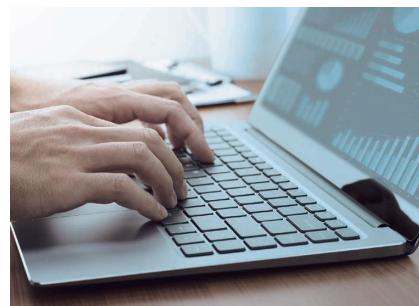
※ 登録番号：特許第7039086号 発明の名称：化粧品組成物、ホワイトニングジェル化粧品、目元用クリーム化粧品及びファンデーション用クリーム化粧品



ガバナンス

お客さまに安心してご利用いただくため情報セキュリティを強化

当社の通信販売を安心してご利用いただくために、情報セキュリティの強化に取り組んでおります。システム面では、あらゆる場所からのアクセスに対応するネットワークモデル「ゼロトラストネットワーク」を導入し、近年高度化しているサイバー攻撃に対応しております。また、社員の啓発活動にも力を入れており、社内イントラネット上で定期的に情報セキュリティに関するニュースの発信を行い、社員の意識向上に努めております。



株主メモ

事業年度	毎年10月1日から翌年9月30日まで
定時株主総会	毎年12月
基準日	定時株主総会 毎年9月30日 期末配当 毎年9月30日
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
株主名簿管理人事務取扱場所 (郵便物送付先) (電話照会先) (ホームページのURL) (よくあるご質問(FAQ)のURL)	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 ☎️ 0120-782-031 https://www.smtb.jp/personal/procedure/agency/ https://faq-agency.smtb.jp/?site_domain=personal
公告の方法	電子公告によります。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載します。 公告掲載アドレス https://corporate.shinnihonseiyaku.co.jp/ir/notice/
単元株式数	100株
上場証券取引所	東京証券取引所
証券コード	4931

株式に関する届出先及び照会先について

証券会社に口座を開設されている株主様は、住所変更等のお届出及びご照会は、株主様の口座のある証券会社宛にお願いします。証券会社に口座を開設されていない株主様は、上記の電話照会先にご連絡ください。なお、お手続き方法やよくあるご質問は、上記「よくあるご質問(FAQ)」サイトでご確認いただけます。

次回株主総会資料の書面による受領をご希望の株主様へ

次回以降の株主総会について、株主総会資料を書面で受領されたい株主様は、「書面交付請求」のお手続きをお取りいただくことができます。「電子提供制度」についての概要及び「書面交付請求」のお手続きにつきましては、口座を開設の証券会社にお問い合わせいただくか、上記の三井住友信託銀行株式会社の電子提供制度に関するウェブサイトをご参照ください。

株主総会会場のご案内

福岡市中央区天神二丁目2番43号 電話 092-781-0211
ソラリア西鉄ホテル福岡 8階 彩雲の間



ご案内

- 株主総会会場へはソラリアプラザビル1階より、エレベーターにてお越しください。
- 当日は、専用駐車場の用意はございません。公共交通機関をご利用下さいますようお願い申し上げます。
- 地下からのホテルへの入口は、ご来場の時間によりご利用いただけない場合がございます。

● 交通のご案内

西鉄電車でお越しの場合

西鉄福岡(天神)駅中央口から連絡口(2、3F)

地下鉄でお越しの場合

市営地下鉄空港線天神駅 ▶ 6番出口から徒歩4分
市営地下鉄七隈線天神南駅 ▶ 3番出口から徒歩4分

JRでお越しの場合

JR博多駅 ▶ 市営地下鉄空港線 天神駅下車徒歩5分
▶ 天神行き西鉄路線バス

高速バスでお越しの場合

西鉄天神高速バスターミナル ▶ 降車場出入口から連絡口(4、5F)



見やすいユニバーサル
デザインフォントを採用
しています。